

市の除染の取り組みについて

市では昨年度、国の「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を利用し、主にお子さんが長時間過ごす生活空間を中心に、除染に取り組んできました。結果は以下の通りです。

主な除染実施施設の空間放射線量率の変化

空間放射線量率単位：マイクロシーベルト/時

施設名	除染作業期間	除染作業前測定			除染作業後測定			低減率		
		測定日	空間放射線量率		測定日	空間放射線量率				
			最小	最大	平均		最小	最大	平均	
矢板小学校	H24.8～H25.2	H24.7.10	0.21	0.26	0.232	H25.2.11	0.08	0.20	0.112	51.7%
東小学校	H24.8～H25.2	H24.7.10	0.17	0.36	0.226	H25.2.11	0.09	0.20	0.123	45.6%
川崎小学校	H24.8	H24.7.10	0.19	0.31	0.236	H25.2.12	0.06	0.10	0.083	64.8%
西小学校	H24.8～H25.2	H24.7.9	0.11	0.34	0.205	H25.2.4	0.10	0.27	0.172	16.1%
豊田小学校	H24.11～H25.2	H24.7.10	0.11	0.65	0.212	H25.2.14	0.13	0.37	0.190	10.4%
泉小学校	H24.7～H24.9	H24.6.4	0.16	0.34	0.249	H24.11.13	0.10	0.27	0.148	40.6%
矢板中学校	H24.8～H25.2	H24.7.11	0.12	0.33	0.200	H25.2.5	0.11	0.25	0.165	17.5%
泉中学校	H24.7～H24.9	H24.5.30	0.19	0.37	0.285	H24.11.15	0.10	0.32	0.170	40.4%
長峰公園	H24.10～H25.3	H24.7.17 H24.7.21	0.14	0.61	0.254	H25.2.15 H25.3.21	0.09	0.28	0.181	28.7%

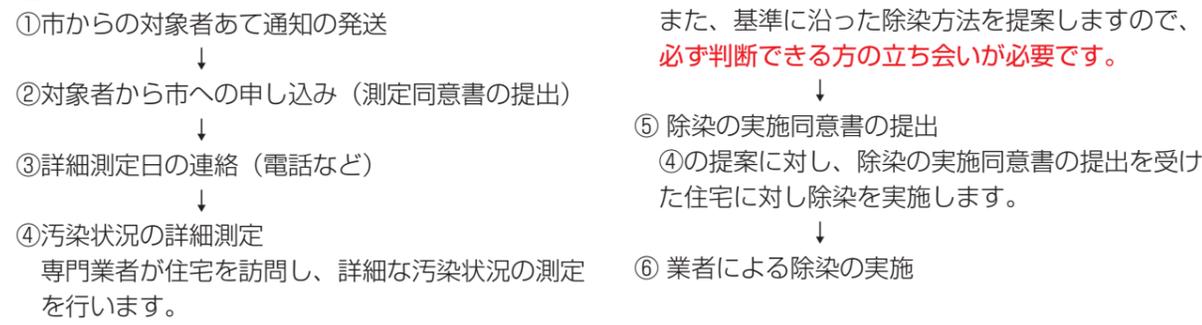
今年度の除染の予定について

今年度は、主に戸建住宅（住民登録があり、かつ実際に居住している住宅に限ります）の除染に取り組めます。対象者には、市から通知を送付します。

対象となる住宅（世帯）	市からの通知の予定時期
泉地区で昨年度対象とならなかった世帯	6月初旬
矢板地区（以下の大字）で、今年度中に18歳に達する年齢以下のお子さんが住む世帯（現在妊娠中の場合を含みます） 本町、鹿島町、上町、矢板、扇町、末広町、富田、木幡、川崎反町、館ノ川、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井、針生、土屋、中、東町、沢、豊田、成田	
泉地区で昨年度対象となったが、申込みをしなかった世帯	通知なし

※ 国の補助金交付決定が遅れた場合、通知発送がずれることがあります。

住宅除染の流れ



除染実施の判断

- ・地上高さ1m地点の空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを超え、かつ相応の表面汚染が確認できた箇所を除染します。
- ・雨樋吐き出し口下、落ち葉だまりなど、汚染が集中する箇所（ホットスポット）が対象です。
- ※ 面的な表土の除去、高圧洗浄、2階以上の清掃、樹木の伐採などはできません。

除去土壌の処分

地面の上下層を入れ替える天地返しなど、なるべく廃棄物が発生しない方法で除染を進めますが、除去土壌などが発生した場合、住宅敷地内での現場保管となります。

問い合わせ/放射能汚染対策課 ☎(43)1114

6月1日～7日は「水道週間」

第55回水道週間スローガン

"復興の 未来と生命 照らす水"

水道は、私たちの毎日の暮らしに欠かせないものです。

市では、皆さんに安全でおいしい水をお届けするため、水道法に基づいた水質検査、放射性物質測定を定期的実施し、検査結果は市ホームページに掲載しています。

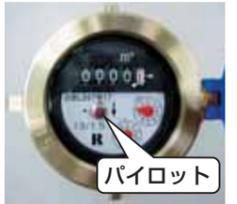
水道メーター検針にご協力を

市では、2カ月に1度各家庭の水道メーター検針を行っています。水道メーターの上に車や物を置いたり、近くに木を植えたりすると検針の妨げになります。また犬はメーターから離れたところにつなぐなど、検針員が安全に検針できるようご協力ください。

漏水にご注意を

以前と水道の使い方は変わらないのに、水道使用量が増えている—このようなときは、漏水の恐れがあります。簡単に漏水のチェックができますので、お試しください。

水道蛇口を全部閉めた後、水道メーターの「パイロット」を見てみます。パイロットが回っていたら敷地内給水管のどこかで漏水しています。お早めに市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理費用は個人負担となります。



指定給水装置工事業者は、水道検針票の裏面と市ホームページに掲載しています。

問い合わせ/上下水道事務所 ☎(44)1511
<http://www.city.yaita.tochigi.jp>

考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

6月1日は人権擁護委員の日です

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

5月14日(火)、6月3日(月)

特設人権相談所を開設

時間/10:00～15:00

場所/市役所会議室(保健福祉センター2階相談室)
受け付ける相談内容は、親子、夫婦、名誉、虐待など人権に関することです。



人KENまもる君
人KENあゆみちゃん

人権擁護委員とは

基本的人権を守るため、相談業務や人権擁護のPRをしています。

人権擁護委員は次の方々です

- 笹沼卓夫さん(石 関)
- 伴 敏子さん(鹿島町)
- 高野 茂さん(上 町)
- 矢板永子さん(沢)
- 高瀬豊子さん(片 岡)
- 坂井隆雄さん(東 泉)

問い合わせ/生活環境課 ☎(43)6755

有害鳥獣捕獲の実施

水稲、畑作物などの有害鳥による被害を防止するために、有害鳥の捕獲を実施します。銃器による捕獲を行いますので、実施期間中は充分ご注意ください。

実施日/5月5日(日)、6日(月)、7日(火)
24日(金)、25日(土)、26日(日)

時間/日の出から日没まで

協力/猟友会

(矢板分会・泉分会・片岡分会)

問い合わせ/農業振興課

☎(43)6210